会員各位

(一社) 熊本県警備業協会 専務理事 西 橋 一 裕

「警備業法施行規則」「警備員等の検定等に関する規則」「警備員教育を行 う者等を定める規程」の改正及び公布について(第5報)

質問

一般の警備員(教育の免除・短縮の対象とならない警備員)の新 任教育については、実地教育は5時間していいのか?

答

今回の改正で、基本教育と業務別教育の時間配分がなくなっていることから、業務別教育の時間数によって実地教育の時間数は変わってきますので、すべて5時間できるというわけではありません。

一般の警備員の新任教育は、今回の改正で 20 時間以上と制定され、 業務別教育の時間数 1 / 2 の時間までは実地教育が可能となっていま すが、最大でも 5 時間まで

となっております。

例えば、

- 基本教育を 10 時間、業務別教育を 10 時間の合計 20 時間の場合 業務別教育が 10 時間ですので、10 時間の 1 / 2 である 5 時間まで実地教育 に当てることが可能です。
- 基本教育を12時間、業務別教育を8時間の合計20時間の場合 業務別教育が8時間ですので、8時間の1/2の4時間まで実地教育に当て ることが可能です。
- 基本教育を 8 時間、業務別教育を 12 時間の合計 20 時間の場合 業務別教育が 12 時間ですので、12 時間の 1 / 2 は 6 時間となりますが、 規則により、「実地教育の上限は 5 時間」となっていますので、5 時間までし か実地教育に当てることはできません。
 - ※ 別紙「新任教育の時間数(新旧対照表)」をご確認下さい。

新任教育の教育時間数(新旧比較)

【教育時間数の算出方法】

- ① 免除の規定を受けず、基本教育及び業務別教育の両方を行う必要がある場合は、教育時間数を統合。
- ② 現行で30時間以上必要な警備員の教育時間数を、現行規則改正前(20時間以上(現行の3分の2))に短縮。
- ③ ②の短縮を踏まえ、警備員の区分に応じ、必要な教育時間数を、それぞれ3分の2(※)に短縮。
- ④ 業務別教育の教育時間数の短縮を踏まえ、実地教育の上限の教育時間数を2分の1(※)に短縮。なお、基本教育と業務別教育の両方を行う必要がある場合は、実地教育の上限の教育時間数を、実施する業務別教育の教育時間数の2分の1(※)とする。
- ※ 割り切れない場合、30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てした時間とする。

教育区分			新任教育【現行】			新任教育【新】			改正規則の 該当条文
警備員の区分		基本教育	業務別教育	実地教育の上限	基本教育	業務別教育	実地教育の上限	【規則第38条 第4項】	
一般の警備員 (教育の免除・短縮の対象とならない警備員)			15時間以上	15時間以上	8時間	20時間以上		実施する業務 別教育の1/2 の教育時間数 (上限5時間)	表の一の項
警備業務1級 検定の合格 証明書の交 付を受けてい る者	当該警	備業務に就く場合	免除	免除	-	免除	免除	-	柱書
	当該検	定業務以外に就く場合	免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
		当該警備業務経験者	免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間	表の三の項
警備業務2級 検定の合格 証明書の交 付を受けてい る者	当該警備業務に就く場合		免除	免除	-	免除	免除	-	柱書
	当該検	定業務以外に就く場合	免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
		当該警備業務経験者	免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間	表の三の項
警備員指導 教育責任 資格者証の 交付を受けて いる者	当該警備業務に就く場合		免除	免除	-	免除	免除	-	柱書
	当該資格業務以外に就く場合		免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
		当該警備業務経験者	免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間	表の三の項
機械警備業務管理者の交付を受けている者	当該警	備業務に就く場合	15時間以上	免除	-	10時間以上	免除	-	表の四の項
		警備業務経験者	5時間以上	免除	-	3時間以上	免除	_	表の五の項
		元警察官	5時間以上	免除	-	3時間以上	免除	_	表の五の項
警備業務経験者(※1)	当該警備業務に就く場合		5時間以上	5時間以上	3時間	7時間以上		実施する業務 別教育の1/2 の教育時間数 (上限2時間)	表の六の項
	当該警備業務以外に就く場合		5時間以上	15時間以上	8時間	13時間以上		実施する業務 別教育の1/2 の教育時間数 (上限5時間)	表の七の項
元警察官(※2)			5時間以上	15時間以上	8時間	実施する業科 別教育の1/ の教育時間		実施する業務 別教育の1/2 の教育時間数 (上限5時間)	表の七の項

^{※1} 警備業務経験者・・・最近3年間に警備業務に従事した期間が通算して1年以上である警備員(業務別教育は従事させようとする当該警備業務に係るものに限る。)

^{※2} 元警察官…警察官の職にあった期間が通算して1年以上ある警備員